

東彼杵町新庁舎整備事業 設計建設等請負契約書（案）

- 1 事業名 東彼杵町新庁舎整備事業  
 2 事業場所 東彼杵町彼杵宿郷 501 番地 1  
 3 履行期間 この事業契約の本契約としての成立日から令和 11 年（2029 年）12 月 28 日まで  
 4 業務委託料 ￥●●●—  
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●—  
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、業務委託料に 10/110 を乗じて得た額である。

(内訳)

設計業務（設計業務、調査業務、その他、関連業務を含む額とする。）

￥●●●—

（うち消費税及び地方消費税 ￥●●●—）

建設業務（建設工事、解体工事、その他、関連業務を含む額とする。）

￥●●●—

（うち消費税及び地方消費税 ￥●●●—）

うち 解体工事費

￥●●●—

（うち消費税及び地方消費税 ￥●●●—）

うち 建設工事費

￥●●●—

（うち消費税及び地方消費税 ￥●●●—）

工事監理業務（工事監理業務、その他、関連業務を含む額とする。）

￥●●●—

（うち消費税及び地方消費税 ￥●●●—）

- 5 各会計年度における業務委託料の前払金額、中間前払金額及び支払限度額

前払金額

年度	前払金額	支払限度額
令和 8 年（2026）年度	￥●—	設計業務に係る業務委託料の 30% 及び解体工事費の 40%を上限とする額
令和 10 年（2028）年度	￥●—	建設工事費の 40%及び工事監理業務に係る業務委託料の 30%を上限とする額

中間前払金額

年度	中間前払金額	支払限度額
令和 10 年（2028）年度	￥●—	建設工事費の 20%を上限とする額

予算の都合上その他の必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

- 6 契約保証金 本約款第 3 条に規定するとおりとする。

7 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）解体工事に要する費用、（2）再資源化等に要する費用、（3）分別解体等の方法、（4）再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ別紙1に記入する。

8 この契約においては、本約款第70条から第74条については適用しないこととする。

上記の事業について、発注者 東彼杵町長 岡田 伊一郎 と 受注者 【設計企業名】（以下「設計企業」という。）、【工事監理企業名】（以下「工事監理企業」という。）、【特定工事共同企業体名】（【代表企業名】（以下「代表企業」という。）を代表者、【構成員名】を構成員とする特定建設工事共同企業体。以下「建設企業」という。）を総称して又は個別にいう。以下同じ。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款によって、仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この事業契約は仮契約であって、この契約の締結について東彼杵町議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。この場合において、当該議決がなされた日を本事業契約の締結日とし、当該日の翌日を事業期間の開始日とする。ただし、東彼杵町議会の議決を得られないときには、この仮契約書は無効とし、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

この契約の証として本書の原本3通を作成し、発注者、受注者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 東彼杵町  
東彼杵町長 岡田伊一郎 印

受注者  
建設企業  
【住所】  
【社名】  
【役職・氏名】 印

[※建設JVを組成する場合  
建設企業  
【共同企業体名】  
代表者（受注者の代表企業）  
【住所】  
【社名】  
【役職・氏名】 印

構成員  
【住所】  
【社名】  
【役職・氏名】 印 ]  
設計企業

【住所】

【社名】

【役職・氏名】

印

工事監理企業

【住所】

【社名】

【役職・氏名】

印

## 契約約款

### 目次

<b>第 1 章</b>	<b>通則</b> .....	<b>7</b>
第 1 条	(総則) .....	7
第 2 条	(指示等及び協議の書面主義) .....	8
第 3 条	(契約の保証) .....	8
第 4 条	(権利義務の譲渡等) .....	9
第 5 条	(秘密の保持) .....	9
第 6 条	(著作権の帰属) .....	9
第 7 条	(著作物等の利用の許諾) .....	9
第 8 条	(著作者人格権の制限) .....	9
第 9 条	(著作権等の譲渡禁止) .....	10
第 10 条	(著作権等の侵害の防止) .....	10
第 11 条	(一括再委託等の禁止) .....	10
第 12 条	(特許権等の使用) .....	10
第 13 条	(意匠の実施の承諾等) .....	10
第 14 条	(監督職員) .....	10
第 15 条	(地元関係者との交渉等) .....	11
第 16 条	(土地等の立入り) .....	11
第 17 条	(履行報告) .....	11
第 18 条	(支給材料及び貸与品等) .....	11
<b>第 2 章</b>	<b>設計業務</b> .....	<b>12</b>
第 19 条	(設計業務の工程表の提出) .....	12
第 20 条	(管理技術者) .....	12
第 21 条	(管理技術者等に対する措置請求) .....	12
第 22 条	(要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務) .....	13
第 23 条	(条件変更等) .....	13
第 24 条	(要求水準書等の変更) .....	13
第 25 条	(設計業務の中止) .....	13
第 26 条	(受注者の提案) .....	14
第 27 条	(適正な履行期間の設定) .....	14
第 28 条	(受注者の請求による履行期間の延長) .....	14
第 29 条	(発注者の請求による履行期間の短縮等) .....	14
第 30 条	(履行期間の変更方法) .....	14
第 31 条	(設計業務に関する業務委託料の変更方法等) .....	14
第 32 条	(一般的損害) .....	15
第 33 条	(第三者に及ぼした損害) .....	15
第 34 条	(設計業務に関する業務委託料の変更に代える要求水準書等の変更) .....	15
第 35 条	(検査及び引渡し) .....	15
第 36 条	(設計業務に関する業務委託料の支払い) .....	16
第 37 条	(引渡し前における設計成果物の使用) .....	16
第 38 条	(前金払) .....	16
第 39 条	(保証契約の変更) .....	17
第 40 条	(第三者による代理受領) .....	17
第 41 条	(契約不適合責任) .....	17
<b>第 3 章</b>	<b>建設業務</b> .....	<b>18</b>
第 42 条	(関連建設業務の調整) .....	18
第 43 条	(建設業務に関する業務委託料及び工程表) .....	18
第 44 条	(下請負人の通知) .....	18
第 44 条の 2	(下請負人の健康保険等加入義務等) .....	18
第 45 条	(現場代理人及び主任技術者等) .....	18

第 46 条	(建設業務の関係者に関する措置請求)	19
第 47 条	(建設業務に係る工事材料の品質及び検査等)	19
第 48 条	(監督職員の立会い及び施工記録の整備等)	20
第 49 条	(工事用地の確保等)	20
第 50 条	(要求水準書等又は成果物不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	20
第 51 条	(条件変更等)	21
第 52 条	(要求水準書等又は成果物の変更)	21
第 53 条	(建設業務の中止)	21
第 53 条の 2	(著しく短い履行期間の禁止)	22
第 54 条	(受注者の請求による履行期間の延長)	22
第 55 条	(発注者の請求による履行期間の短縮等)	22
第 56 条	(履行期間の変更方法)	22
第 57 条	(建設業務に関する業務委託料の変更方法等)	22
第 58 条	(賃金又は物価の変動等に基づく建設業務に関する業務委託料の変更)	23
第 59 条	(臨機の措置)	23
第 60 条	(一般的損害)	23
第 61 条	(第三者に及ぼした損害)	23
第 62 条	(不可抗力による損害)	23
第 63 条	(建設業務に関する業務委託料の変更に代える要求水準書等又は成果物の変更)	24
第 64 条	(検査及び引渡し)	24
第 65 条	(建設業務に関する業務委託料の支払い)	25
第 66 条	(部分使用)	25
第 67 条	(前金払)	25
第 68 条	(保証契約の変更)	26
第 69 条	(前払金の使用等)	26
第 69 条の 2	(中間前金払)	26
第 70 条	(部分払)	27
第 71 条	(部分引渡し)	27
第 72 条	(債務負担行為に係る契約の特則)	27
第 73 条	(債務負担行為等に係る契約の前金払の特則)	27
第 74 条	(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)	27
第 75 条	(第三者による代理受領)	27
第 76 条	(前払金等の不払に対する工事中止)	27
第 77 条	(契約不適合責任)	28

**第 4 章 工事監理業務** ..... **28**

第 78 条	(工事監理業務の計画書の提出)	28
第 79 条	(管理技術者)	28
第 80 条	(管理技術者等に対する措置請求)	29
第 81 条	(履行報告)	29
第 82 条	(要求水準書等と業務内容が一致しない場合の履行責任)	29
第 83 条	(条件変更等)	29
第 84 条	(要求水準書等の変更)	30
第 85 条	(工事監理業務の中止)	30
第 86 条	(工事監理業務に係る受注者の提案)	30
第 87 条	(適正な履行期間の設定)	30
第 88 条	(受注者の請求による履行期間の延長)	30
第 89 条	(発注者の請求による履行期間の短縮等)	30
第 90 条	(履行期間の変更方法)	31
第 91 条	(工事監理業務に関する業務委託料の変更方法等)	31
第 92 条	(一般的損害)	31
第 93 条	(第三者に及ぼした損害)	31
第 94 条	(工事監理業務に関する業務委託料の変更に代える要求水準書等の変更)	31
第 95 条	(検査及び引渡し)	32

第 96 条	(工事監理業務に関する業務委託料の支払い)	32
第 97 条	(前金払)	32
第 98 条	(保証契約の変更)	33
第 99 条	(第三者による代理受領)	33
第 100 条	(債務不履行に対する受注者の責任)	33
<b>第 5 章</b>	<b>債務不履行、解除等 (通則)</b>	<b>34</b>
第 101 条	(履行遅延の場合における損害金等)	34
第 102 条	(発注者の任意解除権)	34
第 103 条	(発注者の催告による解除権)	34
第 104 条	(発注者の催告によらない解除権)	35
第 104 条の 2	(談合等不正行為による解除権)	35
第 105 条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	36
第 106 条	(受注者の催告による解除権)	36
第 107 条	(受注者の催告によらない解除権)	36
第 108 条	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	36
第 109 条	(設計業務及び工事監理業務に係る解除の効果)	36
第 110 条	(解除に伴う設計業務及び工事監理業務に係る措置)	37
第 111 条	(解除に伴う建設業務に係る措置)	37
第 112 条	(発注者の損害賠償請求等)	38
第 113 条	(談合等不正行為があった場合の違約金等)	39
第 113 条の 2	(相殺)	40
第 114 条	(受注者の損害賠償請求等)	40
第 115 条	(契約不適合責任期間等)	40
第 116 条	(契約保証金の返還等)	41
第 117 条	(火災保険等)	41
第 118 条	(賠償金等の徴収)	41
第 119 条	(あっせん又は調停)	41
第 120 条	(仲裁)	41
第 121 条	(情報通信の技術を利用する方法)	42
第 122 条	(その他)	42
(別紙 1)	解体工事に要する費用等	45
(別紙 2)	業務委託料の算定及び支払方法	1

## 第1章 通則

### 第1条（総則）

発注者及び受注者（設計企業、建設企業及び工事監理企業を総称して又は個別にいう。以下同じ。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等（募集要項、募集要項の添付資料及び付属資料並びにこれらに関する質疑回答、受注者が東彼杵町新庁舎整備事業に係る公募型プロポーザル方式において発注者に提出した提案書、発注者からの質問に対する回答書その他受注者が本契約締結までに提出した一切の書類を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び要求水準書等を内容とする本件業務（設計業務、建設業務及び工事監理業務を総称していう。以下同じ。）の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、設計業務、建設業務及び工事監理業務の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 設計業務とは、この約款又は要求水準書等において、受注者が行うべき設計に関する業務として定められたものの一切を総称したものをいう。
  - 二 建設業務とは、この約款又は要求水準書等において、受注者が行うべき施工又は工事に関する業務として定められたものの一切を総称したものをいう。なお、建設業務はこの約款において文脈により工事と称することもある。
  - 三 工事監理業務とは、この約款又は要求水準書等において、受注者が行うべき工事監理に関する業務として定められたものの一切を総称したものをいう。
- 2 受注者は、この契約で定める設計業務を履行期間内に完了し、設計業務の目的物（要求水準書等で定める基本設計に係る成果物（以下「基本設計成果物」という。）又は要求水準書等で定める実施設計に係る成果物（以下「実施設計成果物」という。）をいう。基本設計成果物又は実施設計成果物を個別に又は総称して「設計成果物」という。）の完成後速やかに発注者に引き渡すものとし、発注者は、この契約に従って実施設計成果物の引渡し後に設計業務に関する業務委託料を支払うものとする。
  - 3 受注者は、この契約で定める建設業務を履行期間内に完成し、建設業務の目的物（以下「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、この契約に従ってその建設業務に関する業務委託料を支払うものとする。
  - 4 受注者は、この契約で定める工事監理業務をこの契約で定める履行期間内に完了し、発注者は、この契約に従ってその工事監理業務に関する業務委託料を支払うものとする。
  - 5 発注者は、その意図する本件業務を完了させるため、本件業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者若しくは監理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者若しくは監理技術者は、当該指示に従い本件業務を行わなければならない。
  - 6 受注者は、この約款若しくは要求水準書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、本件業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
  - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 8 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 10 この約款及び要求水準書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第119条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 13 受注者のうち建設企業が共同企業体を結成している場合、この契約に基づくすべての行為のうち建設業務に関する行為については、発注者は、当該共同企業体の代表者である【代表者名】に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく施行業務に関する行為について当

該代表者を通じて行わなければならない。

- 14 設計業務は【設計企業名】が、工事監理業務は【工事監理企業名】が、建設業務は建設企業である【建設共同企業体名】がそれぞれ担当し、当該業務に関して受注者が負担する債務、義務又は責任は当該担当企業が負担する。なお、建設業務に関して受注者が負担する債務、義務又は責任は建設企業の代表者である【代表者名】及び構成員である【構成員名】が連帯して負担する。
- 15 この契約に基づく業務委託料に関する一切の行為、契約保証金に関する一切の行為、契約の解除に関する一切の行為その他契約全体に関わる一切の行為（以下個別に又は総称して「契約全体行為」という。）については、発注者は受注者の代表企業である【代表企業名】に対して行うものとし、発注者が当該代表企業に対して行った契約全体行為は、受注者の全員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して契約全体行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。
- 16 受注者は、発注者に対し、業務を遂行する上で必要と認められる説明を行うよう努めなければならない。

## 第2条（指示等及び協議の書面主義）

この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

## 第3条（契約の保証）

受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
  - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
  - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
  - 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第112条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
  - 5 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達

するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### **第4条（権利義務の譲渡等）**

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、設計成果物（未完成の設計成果物を含む。）、工事目的物又は工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第47条第2項の規定による検査に合格したもの及び第70条3項の規定による部分払のための確認を受けたもの及び工事仮設物並びに工事を行う上で得られた記録等（以下これらを総称して「成果物等」という。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の発注者に対するこの契約にかかる業務委託料支払請求債権（以下「契約金債権」という。）の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を受けた場合は、契約金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

#### **第5条（秘密の保持）**

受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

#### **第6条（著作権の帰属）**

設計成果物又は工事目的物（第71条第1項の規定により読み替えて準用される第64条に規定する指定部分に係る工事目的物を含む。以下本条から第10条まで及び第13条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作物の権利（以下第6条から第10条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法に定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

#### **第7条（著作物等の利用の許諾）**

受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる設計成果物又は工事目的物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる設計成果物又は工事目的物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

一 設計成果物を利用して工事目的物を1棟（設計成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ）完成すること。

二 前号の目的及び工事目的物の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を自ら複製し、翻案し、変形し、修正し、若しくは改変すること又は発注者の委任した第三者をして複製させ、翻案させ、変形させ、修正させ若しくは改変させること。

2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる工事目的物の利用を許諾する。

一 工事目的物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

二 工事目的物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

#### **第8条（著作者人格権の制限）**

受注者は、発注者に対し、設計成果物又は工事目的物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の

承諾を得た場合は、この限りでない。

一 設計成果物又は工事目的物の内容を公表すること。

二 工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 受注者は、前条の場合において、著作権法第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項の権利を行使しないものとする。

#### **第 9 条（著作権等の譲渡禁止）**

受注者は、設計成果物又は工事目的物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

#### **第 10 条（著作権等の侵害の防止）**

受注者は、その作成する設計成果物又は工事目的物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する設計成果物又は工事目的物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

#### **第 11 条（一括再委託等の禁止）**

受注者は本件業務の全部又は発注者が要求水準書等において指定した部分若しくはその主たる部分、他の部分から独立してその機能を発揮する工事目的物の工事を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が要求水準書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、本件業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### **第 12 条（特許権等の使用）**

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、履行方法を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### **第 13 条（意匠の実施の承諾等）**

受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 3 項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される建築物若しくは工事目的物の形状等について意匠法第 3 条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、工事目的物に係る意匠の実施を承諾するものとする。

2 受注者は、工事目的物の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### **第 14 条（監督職員）**

発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 発注者の意図する設計成果物又は工事目的物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者、現場代理人及び技術者等に対する本件業務に関する指示
  - 二 この約款及び要求水準書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
  - 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
  - 四 本件業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
  - 五 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - 六 要求水準書等又は設計成果物に基づく本件業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
  - 七 要求水準書等又は設計成果物に基づく工程の管理、立会い、本件業務の履行状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
  - 八 関連する工事に対する工程等の調整
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、要求水準書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

#### **第15条（地元関係者との交渉等）**

地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

#### **第16条（土地等の立入り）**

受注者が調査のために第三者が所有する土地等に立ち入る場合において、当該土地等の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

#### **第17条（履行報告）**

受注者は、要求水準書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

#### **第18条（支給材料及び貸与品等）**

発注者が受注者に貸与し、又は支給する支給材料及び貸与する建設機械器具、図面その他本件業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。

2 監督職員は、貸与品等の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該貸与品等を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に

受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 4 受注者は、貸与品等の引渡しを受けた後、当該貸与品等に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該貸与品等に代えて他の貸与品等を引き渡し、貸与品等の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該貸与品等の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、貸与品等の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、本件業務の完成、要求水準書等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、貸与品等の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

## 第2章 設計業務

### 第19条（設計業務の工程表の提出）

受注者は、この契約締結後5日以内に要求水準書等に基づいて設計業務の工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。業務の変更があつたときも同様とする。

- 2 設計業務の工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

### 第20条（管理技術者）

受注者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、設計業務に関する業務委託料の変更、履行期間の変更、設計業務に関する業務委託料の請求及び受領、第21条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の設計業務に関する一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

### 第21条（管理技術者等に対する措置請求）

発注者は、設計業務の管理技術者又は受注者の使用人若しくは第11条第2項の規定により受注者から設計業務を委任され、若しくは請け負った者がその設計業務の実施につき著しく不適當と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、設計業務に関して監督職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

#### **第 22 条（要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務）**

受注者は、設計業務の内容が要求水準書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは設計業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第 23 条（条件変更等）**

受注者は、設計業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 要求水準書等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - 二 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること
  - 三 要求水準書等の表示が明確でないこと
  - 四 履行上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
  - 五 要求水準書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。
  - 5 前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは設計業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第 24 条（要求水準書等の変更）**

発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書等（設計業務に関する指示を含む。以下この条及び第 26 条において同じ。）の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは設計業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第 25 条（設計業務の中止）**

発注者は、必要があると認めるときは、設計業務の中止内容を受注者に通知して、設計業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により設計業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは設計業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者が設計業務の続行に備え設計業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 第 26 条（受注者の提案）

受注者は、要求水準書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により要求水準書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

## 第 27 条（適正な履行期間の設定）

発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、本件業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

## 第 28 条（受注者の請求による履行期間の延長）

受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に設計業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 第 29 条（発注者の請求による履行期間の短縮等）

発注者は、特別の理由により設計業務の履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、設計業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 第 30 条（履行期間の変更方法）

設計業務の履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 28 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## 第 31 条（設計業務に関する業務委託料の変更方法等）

設計業務に関する業務委託料を変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が設計業務に関する業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が設計業務の増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

### 第 32 条（一般的損害）

設計成果物の引渡し前に、設計成果物に生じた損害その他設計業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項に規定する損害を除く。）については、受注者はその費用を負担する。ただし、その損害（要求水準書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

### 第 33 条（第三者に及ぼした損害）

設計業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者はその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（要求水準書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者はその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者はその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前 3 項の場合その他設計業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

### 第 34 条（設計業務に関する業務委託料の変更に代える要求水準書等の変更）

発注者は、この約款の規定により設計業務に関する業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、設計業務に関する業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の設計業務に関する業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

### 第 35 条（検査及び引渡し）

受注者は、基本設計又は実施設計に係る設計業務を完了したときは、その都度、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、当該設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって当該設計業務の完了を確認した後、受注者が当該設計成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物の引渡しを当該設計業務に関する業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、当該設計業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者

の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を当該設計業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。

### 第 36 条（設計業務に関する業務委託料の支払い）

受注者は、前条第 3 項（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に基づき実施設計成果物の引渡しを終えたときは、本条及び別紙 2 に基づき設計業務に関する業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に設計業務に関する業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

### 第 37 条（引渡し前における設計成果物の使用）

発注者は、第 35 条第 3 項（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）において、設計成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により設計成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

### 第 38 条（前金払）

受注者は、保証事業会社と、契約書記載の設計業務、工事監理業務及び建設業務の完了の時期を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、令和 8 年度において設計業務に関する業務委託料の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 20 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、設計業務に関する業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 受注者は、設計業務に関する業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の設計業務に関する業務委託料の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、設計業務に関する業務委託料が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

7 発注者は、受注者が第 5 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

8 受注者は、前払金を設計業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（設計業務にお

いて償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

- 9 受注者は、発注者が本条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、設計業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 10 発注者は、前項の規定により受注者が履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは設計業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者が設計業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### 第 39 条（保証契約の変更）

受注者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、設計業務に関する業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

### 第 40 条（第三者による代理受領）

受注者は、発注者の承諾を得て設計業務に関する業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 36 条第 2 項の規定に基づく支払いをしなければならない。

### 第 41 条（契約不適合責任）

発注者は、引き渡された設計成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 設計成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 4 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

## 第3章 建設業務

### 第42条（関連建設業務の調整）

発注者は、受注者の建設業務及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う建設業務の円滑な施工に協力しなければならない。

### 第43条（建設業務に関する業務委託料及び工程表）

受注者は、発注者より請求があった場合には、第35条に基づく設計成果物の検査完了後5日以内に要求水準書等及び設計成果物に基づいて、建設業務に関する業務委託料内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

### 第44条（下請負人の通知）

発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

### 第44条の2（下請負人の健康保険等加入義務等）

受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。
- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
    - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
    - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
  - 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
    - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
    - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

### 第45条（現場代理人及び主任技術者等）

受注者は、現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）以下同じ。）及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 この契約による工事が、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には、前項中「主任技術者」とあるのは「監理技術者」とするものとする。

3 この契約による工事が建設業法第26条第3項の規定に該当する場合には、第1項又は

前項の規定により設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者としなければならない(監理技術者補佐を設置する場合を除く。)ものとし、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けている者としなければならない。

4 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第46条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

5 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

6 受注者は、第4項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

7 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

#### **第46条 (建設業務の関係者に関する措置請求)**

発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が建設業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### **第47条 (建設業務に係る工事材料の品質及び検査等)**

工事材料の品質については要求水準書等又は設計成果物に定めるところによる。要求水準書等及び設計成果物にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質(営繕工事にあつては、均衡を得た品質)を有するものとする。

2 受注者は、要求水準書等又は設計成果物において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

#### **第 48 条（監督職員の立会い及び施工記録の整備等）**

受注者は、要求水準書等において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書等において監督職員の立会いの上施工するものと指定された建設業務については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書等において見本又は施工写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は施工をするときは、要求水準書等に定めるところにより、当該見本又は施工写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該施工を適切に行ったことを証する見本又は施工写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは施工写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### **第 49 条（工事用地の確保等）**

発注者は、工事用地その他要求水準書等において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 建設業務の完了、要求水準書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

#### **第 50 条（要求水準書等又は成果物不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）**

受注者は、施工部分が要求水準書等又は設計成果物に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは建設業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第47条第2項又は第48条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、施工部分を破壊して検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、監督職員は、施工部分が要求水準書等又は設計成果物に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

#### **第51条（条件変更等）**

受注者は、建設業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 要求水準書等、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 要求水準書等の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 要求水準書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果において第1項各号のいずれかに該当する事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等又は設計成果物の訂正又は変更を行わなければならない。
    - 一 第1項第一号から第三号までのいずれかに該当し要求水準書等又は設計成果物を訂正する必要があるもの 発注者と受注者とが協議して、要求水準書等の訂正は発注者が行い、設計成果物の訂正は受注者が行う。
    - 二 第1項第四号又は第五号に該当し要求水準書等又は設計成果物を変更する必要があるもの 発注者と受注者とが協議して、要求水準書等の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。
  - 5 前項の規定により要求水準書等又は設計成果物の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは建設業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第52条（要求水準書等又は成果物の変更）**

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書等又は設計成果物の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等又は設計成果物を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは建設業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第53条（建設業務の中止）**

工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が施工できないと認められるときは、発注者は、建設業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、建設業務の全部又は一部の施工を一時中止

させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、建設業務の中止内容を受注者に通知して、建設業務の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは建設業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者が建設業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### **第 53 条の 2（著しく短い履行期間の禁止）**

発注者は、建設業務に関する履行期間の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

### **第 54 条（受注者の請求による履行期間の延長）**

受注者は、天候の不良、第 42 条の規定に基づく関連建設業務の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に建設業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときに必要な費用を負担しなければならない。

### **第 55 条（発注者の請求による履行期間の短縮等）**

発注者は、特別の理由により建設業務に関する履行期間を短縮する必要があるときは、当該履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは建設業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### **第 56 条（履行期間の変更方法）**

建設業務に関する履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 54 条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

### **第 57 条（建設業務に関する業務委託料の変更方法等）**

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### **第 58 条（賃金又は物価の変動等に基づく建設業務に関する業務委託料の変更）**

発注者は、この約款本文に定める場合のほか、別紙 2 の定めるところにより建設業務に係る業務委託料の変更を行う。

#### **第 59 条（臨機の措置）**

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が建設業務に関する業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

#### **第 60 条（一般的損害）**

工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 62 条第 1 項その他この約款で発注者が全部又は一部を負担すると規定する損害における発注者負担部分を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（要求水準書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### **第 61 条（第三者に及ぼした損害）**

施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 118 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### **第 62 条（不可抗力による損害）**

工事目的物の引渡し前に、天災等（要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 118 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機

械器具であつて第 47 条第 2 項、第 48 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 70 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の施工に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第 6 項において「損害合計額」という。)のうち建設業務に関する業務委託料の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する建設業務に関する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する建設業務に関する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該建設業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「建設業務に関する業務委託料の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「建設業務に関する業務委託料の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

### **第 63 条 (建設業務に関する業務委託料の変更に代える要求水準書等又は成果物の変更)**

発注者は、この約款の規定により建設業務に関する業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、建設業務に関する業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等又は設計成果物を変更することができる。この場合において、要求水準書等又は設計成果物の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が建設業務に関する業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

### **第 64 条 (検査及び引渡し)**

受注者は、解体工事又は建設工事が完了したときは、その都度、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、当該工事の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第 2 項の検査によって解体工事又建設工事の完了を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを解体工事又は建設工事に関する業務委託料の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、解体工事又は建設工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を当該工事の完了とみなして前各項の規定を適用する。

#### **第 65 条（建設業務に関する業務委託料の支払い）**

受注者は、解体工事又は建設工事についてそれぞれ前条第4項の引渡しを終えたときは、本条及び別紙2に基づき解体工事費又は建設工事費の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に解体工事費又は建設工事費を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### **第 66 条（部分使用）**

発注者は、第64条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### **第 67 条（前金払）**

受注者は、保証事業会社と、契約書記載の設計業務、工事監理業務及び建設業務の完了の時期を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、令和8年度において解体工事費の10分の4以内の前払金の支払いを、令和10年度において建設工事費の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、解体工事費又は建設工事費の額が著しく増額された場合においては、その増額後の当該工事費の金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、解体工事費又は建設工事費の額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の当該工事費の額の10分の5を超えるときは、受注者は、当該工事費の額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、解体工事費又は建設工事費の額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応

じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### **第 68 条（保証契約の変更）**

受注者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、解体工事費又は建設工事費が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### **第 69 条（前払金の使用等）**

受注者は、解体工事費又は建設工事費に係る前払金を当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該建設業務の実施に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の実施に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。

#### **第 69 条の 2（中間前金払）**

受注者は、次に掲げる要件（以下この項において「要件」という。）をすべて満たす場合においては、第 67 条の規定により既に支払われた前払金に追加して、建設工事費の額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

ただし、この場合において、受注者は、発注者に対してあらかじめ要件の認定を請求しなければならない。

- 一 建設工事に係る工期の 2 分の 1 を経過していること。
- 二 工程表により、建設工事に係る工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われていること。
- 三 既に建設工事に係る作業に要する経費が、建設工事費の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- 2 発注者は、前項ただし書の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に当該請求に係る認定を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により通知を受けたときは、保証事業会社と、契約書記載の建設工事の完了の時期を保証期限とする中間前払金に関する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 4 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 5 発注者は、第 3 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 20 日以内に中間前払金を支払わなければならない。
- 6 受注者は、建設工事費の額が著しく増額された場合においては、その増額後の建設工事費の額の 10 分の 2 から受領済みの中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前 5 項の規定を準用する。
- 7 受注者は、建設工事費の額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額

- 及び中間前払金額の合算額が減額後の建設工事費の額の10分の6を超えるときは、当該工事費の額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、建設工事費の額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 10 受注者は、第6項の規定により受領済みの中間前払金に追加してさらに中間前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。第4項の規定は、この場合について準用する。
- 11 受注者は、前項に定める場合のほか、建設工事費が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。第4項の規定は、この場合について準用する。
- 12 受注者は、中間前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
- 13 受注者が中間前払金の支払いを受けているときは、第67条第5項から第7項までの規定は適用しない。
- 14 受注者は、中間前払金を建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

#### **第70条（部分払）**

意図的に削除

#### **第71条（部分引渡し）**

意図的に削除

#### **第72条（債務負担行為に係る契約の特則）**

意図的に削除

#### **第73条（債務負担行為等に係る契約の前金払の特則）**

意図的に削除

#### **第74条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）**

意図的に削除

#### **第75条（第三者による代理受領）**

受注者は、発注者の承諾を得て建設業務に関する業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第65条（第71条において準用する場合を含む。）又は第70条の規定に基づく支払いをしなければならない。

#### **第76条（前払金等の不払に対する工事中止）**

受注者は、発注者が第67条、第70条又は第71条において準用される第65条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、建設業務の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合

においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が施工を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは建設業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者が建設業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第 77 条（契約不適合責任）**

発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて建設業務に関する業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに建設業務に関する業務委託料の減額を請求することができる。
  - 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

### **第 4 章 工事監理業務**

#### **第 78 条（工事監理業務の計画書の提出）**

受注者は、第 35 条に基づく設計成果物の全てについて検査完了後 5 日以内に要求水準書等に基づいて工事監理業務の計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の計画書を受理した日から 7 日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は要求水準書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第 1 項中「第 35 条に基づく設計成果物の全てについて検査完了後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前 2 項の規定を準用する。
- 4 第 1 項の計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

#### **第 79 条（管理技術者）**

受注者は、工事監理業務の技術上の管理を行う管理技術者（以下「工事監理責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。工事監理責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 工事監理責任者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者と同一とすることができる。
- 3 工事監理責任者は、この契約の履行に関し、工事監理業務の管理及び統轄を行うほか、工事監理業務に関する業務委託料の変更、履行期間の変更、工事監理業務に関する業務委託料の請求及び受領、次条第 1 項及び第 2 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除

き、この契約に基づく受注者の工事監理業務に関する一切の権限を行使することができる。

- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを工事監理責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

#### **第 80 条（管理技術者等に対する措置請求）**

発注者は、工事監理責任者又は受注者の使用人若しくは第 11 条第 2 項の規定により受注者から工事監理業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、前項の者その他受注者が工事監理業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で工事監理業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、工事監理業務に関して監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

#### **第 81 条（履行報告）**

受注者は、要求水準書等に定めるところにより、工事監理業務の履行について発注者に報告しなければならない。

#### **第 82 条（要求水準書等と業務内容が一致しない場合の履行責任）**

受注者は、工事監理業務の内容が要求水準書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは工事監理業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第 83 条（条件変更等）**

受注者は、工事監理業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 要求水準書等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - 二 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること
  - 三 要求水準書等の表示が明確でないこと
  - 四 履行上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
  - 五 要求水準書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを

得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは工事監理業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第84条（要求水準書等の変更）**

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書等又は工事監理業務に関する指示（以下この条及び第86条において「要求水準書等・指示」という。）の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等・指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは工事監理業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第85条（工事監理業務の中止）**

発注者は、必要があると認めるときは、工事監理業務の中止内容を受注者に通知して、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により工事監理業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは工事監理業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者が工事監理業務の続行に備え工事監理業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第86条（工事監理業務に係る受注者の提案）**

受注者は、要求水準書等・指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等・指示の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等・指示の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により要求水準書等・指示が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は工事監理業務に関する業務委託料を変更しなければならない。

#### **第87条（適正な履行期間の設定）**

発注者は、工事監理業務に関する履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

#### **第88条（受注者の請求による履行期間の延長）**

受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に工事監理業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、工事監理業務に関する業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第89条（発注者の請求による履行期間の短縮等）**

発注者は、特別の理由により工事監理業務の履行期間を短縮する必要があるときは、履

行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、工事監理業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第 90 条（履行期間の変更方法）**

工事監理業務の履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 88 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### **第 91 条（工事監理業務に関する業務委託料の変更方法等）**

工事監理業務に関する業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### **第 92 条（一般的損害）**

工事監理業務の完了の前に、工事監理業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項その他この約款で発注者が全部又は一部を負担すると規定する損害における発注者負担部分を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（要求水準書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 天災その他の不可抗力によって生じた損害でそのすべてを受注者に負担させることが著しく公正を害すると認められる場合は、発注者がその一部又は全部を負担する。ただし、その損害額及び負担額は、発注者の認定したところによるものとする。

#### **第 93 条（第三者に及ぼした損害）**

工事監理業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（第 117 条第 1 項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前 2 項の場合その他工事監理業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### **第 94 条（工事監理業務に関する業務委託料の変更に代える要求水準書等の変更）**

発注者は、この約款の規定により工事監理業務に関する業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、工事監理業務に関する業務

委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の工事監理業務に関する業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### **第 95 条（検査及び引渡し）**

受注者は、工事監理業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、工事監理業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって工事監理業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを工事監理業務に関する業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、工事監理業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を工事監理業務の完了とみなして前 4 項の規定を読み替えて準用する。

#### **第 96 条（工事監理業務に関する業務委託料の支払い）**

受注者は、前条第 3 項の引渡しを終えたときは、本条及び別紙 2 に基づき工事監理業務に関する業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に工事監理業務に関する業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 発注者は、この約款本文に定める場合のほか、別紙 2 の定めるところにより工事監理業務に係る業務委託料の変更を行う。

#### **第 97 条（前金払）**

受注者は、保証事業会社と、契約書記載の設計業務、工事監理業務及び建設業務の完了の時期を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、令和 10 年度に工事監理業務に関する業務委託料の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 20 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、工事監理業務に関する業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規

定を準用する。

- 5 受注者は、工事監理業務に関する業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の工事監理業務に関する業務委託料の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、工事監理業務に関する業務委託料が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 発注者は、受注者が第 5 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 8 受注者は、前払金を工事監理業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（設計業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。
- 9 受注者は、発注者が本条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事監理業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 10 発注者は、前項の規定により受注者が履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは工事監理業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者が工事監理業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **第 98 条（保証契約の変更）**

受注者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、工事監理業務に関する業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### **第 99 条（第三者による代理受領）**

受注者は、発注者の承諾を得て工事監理業務に関する業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 96 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

#### **第 100 条（債務不履行に対する受注者の責任）**

受注者が工事監理業務に関してこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、当該債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すること

ができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第95条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第95条第3項又は第4項の規定により工事監理業務が完了した日から工事目的物の工事完成後2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が、受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことができる期間は、工事監理業務完了の日から10年とする。
- 4 発注者は、工事監理業務の完了の際に、工事監理業務に関して受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、受注者の契約違反が要求水準書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## 第5章 債務不履行、解除等（通則）

### 第101条（履行遅延の場合における損害金等）

受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に本件業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料からこの契約の規定による部分引渡し、部分払及び出来形部分に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

### 第102条（発注者の任意解除権）

発注者は、本件業務が完成するまでの間は、次条、第104条又は第104条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

### 第103条（発注者の催告による解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、本件業務に着手すべき期日を過ぎても本件業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に本件業務を完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に本件業務を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- 四 管理技術者又は第45条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第41条第1項又は第77条第1項又は第100条の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### 第 104 条（発注者の催告によらない解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 4 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 第 4 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該本件業務の履行以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び改修しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- 五 受注者が本件業務を完成させる債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 十 第 106 条又は第 107 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 受注者（受注者の全部又は一部が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

#### 第 104 条の 2（談合等不正行為による解除権）

発注者は、受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことに

- より、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第113条第2項において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。第113条第2項において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

#### **第105条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

第103条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### **第106条（受注者の催告による解除権）**

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### **第107条（受注者の催告によらない解除権）**

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第24条、第52条又は第84条の規定により要求水準書等又は設計成果物を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 第25条、第53条又は第85条の規定による本件業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本件業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

#### **第108条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

第106条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### **第109条（設計業務及び工事監理業務に係る解除の効果）**

この契約が解除された場合には、第1条第2項又は同条第4項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が設計業務又は工事監理業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分業務委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

#### **第110条（解除に伴う設計業務及び工事監理業務に係る措置）**

受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第37条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第11条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
  - 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等  
契約の解除が第103条、第104条、第104条の2又は第112条第3項によるときは受注者が負担し、第102条、第106条又は第107条によるときは発注者が負担する。
  - 二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。
- 4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第103条、第104条又は第112条第3項によるときは発注者が定め、第102条、第106条又は第107条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

#### **第111条（解除に伴う建設業務に係る措置）**

発注者は、この契約が解除された場合においては、建設業務に係る出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった目的物の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する建設業務に関する業務委託料を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 第1項の場合において、第67条（第73条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第70条及び第74条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する建設業務に関する業務委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第103条、第104条、第104条の2又は第112条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、第102条、第106条又は第107条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が建設業務の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくははき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が建設業務の完成前に解除された場合において、建設業務に係る貸与品等があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくははき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が建設業務の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第103条、第104条又は第112条第3項の規定によるときは発注者が定め、第102条、第106条又は第107条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本件業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

#### **第112条（発注者の損害賠償請求等）**

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - 二 この契約の設計成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
  - 三 第103条又は第104条の規定により、設計成果物又は工事目的物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第103条又は第104条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたと

き。

二 工事目的物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合並びに第104条第9号及び第11号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額とする。

6 第2項の場合（第104条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

### 第113条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、第104条の2各号（同条第4号に規定する刑法第198条に規定する刑が確定した場合を除く。）のいずれかに該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する業務委託料の10分の1に相当する額のほか、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、第3号及び第4号については、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける工事以外の工事については適用しない。

一 第104条の2第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 第104条の2第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同条第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 第104条の2第4号に該当する場合であつて、同条第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

四 第104条の2第4号に該当する場合であつて、受注者が発注者に長崎県競争入札参加者心得第8条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する

場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

- 6 発注者は、第1項及び第2項の場合において、受注者が共同企業体で、既に解散しているときは、その構成員であった者の全部又は一部に対して第1項及び第2項に定める額の違約金の支払い及び前項に規定する賠償を請求することができる。この場合においては、請求を受けたものはその額を連帯して発注者に支払わなければならない。

### 第 113 条の 2 (相殺)

発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、業務委託料請求権及びその他の債権と相殺できることとし、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定による追徴をする場合に、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を徴収する。
- 3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

### 第 114 条 (受注者の損害賠償請求等)

受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第106条又は第107条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第36条第2項、第65条第2項(第71条において準用する場合も含む)及び第96条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

### 第 115 条 (契約不適合責任期間等)

発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物に関し、第35条第3項若しくは第4項又は第5項又は第64条第4項又は第5項(第71条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、設計成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された設計成果物又は工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### **第 116 条（契約保証金の返還等）**

発注者は第 64 条第 4 項の規定による引渡しを受けたときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等を返還しなければならない。

- 2 発注者は、この契約が解除された場合は、契約保証金又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等を返還しなければならない。ただし、第 103 条又は第 104 条の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、この限りでない。

#### **第 117 条（火災保険等）**

受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）及び要求水準書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）を付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

#### **第 118 条（賠償金等の徴収）**

受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

#### **第 119 条（あっせん又は調停）**

この約款の第 3 章（建設業務）の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による長崎県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 46 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

#### **第 120 条（仲裁）**

発注者及び受注者は、建設業務に関する紛争について、その一方又は双方が審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわ

らず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

#### **第 121 条（情報通信の技術を利用する方法）**

この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

#### **第 122 条（その他）**

受注者は、この約款に定めるもののほか、東彼杵町財務規則（昭和 39 年東彼杵町規則第 3 号）及び長崎県建設工事執行規則（昭和 49 年長崎県規則第 30 号）の定めるところによるものとし、これらの規定及びこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

## 仲 裁 合 意 書

工事番号

工 事 名

工事場所

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 長崎県建設工事紛争審査会

当事者双方の再度の合意により、中央建設工事  
紛争審査会に紛争処理を申請することができる  
ものとする。

年 月 日

発注者 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6  
東彼杵町  
東彼杵町長 岡田 伊一郎

受注者

[裏面]

## 仲 裁 合 意 書 に つ い て

### 1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

### 2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。



## (別紙2) 業務委託料の算定及び支払方法

この契約に定める業務委託料は以下の項目より構成される。

### 1. 業務委託料の構成

業務委託料は以下の項目から構成される。

番号	支払項目名	支払内容
A	設計業務に関する業務委託料	①設計費 設計業務に関する必要な一切の費用（調査費用等（測量等その他必要な調査）を含む。） ②上記に対する消費税等
B	建設業務に関する業務委託料	①解体工事費 既存施設の解体工事に関する必要な一切の費用 ②建設工事費 建設業務（既存施設の解体工事を除く）に関する必要な一切の費用 ③上記に対する消費税等
C	工事監理業務に関する業務委託料	①工事監理費 工事監理業務に関する必要な一切の費用 ②上記に対する消費税等

### 2. 業務委託料の支払方法等

#### (1) 設計業務に関する業務委託料（A）

##### ① 支払方法

発注者は、第36条に基づき、完成払いを行うほか、令和8年度に、第38条に基づき、設計費の30%を上限に、前金払いも可能とする。

##### ② 支払手続

第36条、第38条の定めに従う。

#### (2) 建設業務に関する業務委託料（B）

##### 1. 解体工事費

##### ① 支払方法

発注者は、第65条に基づき、完成払いを行うほか、令和8年度に、第67条に基づき、解体工事費の40%を上限に、前金払いも可能とする。

##### ② 支払手続

第65条、第67条の定めに従う。

##### 2. 建設工事費

##### ① 支払方法

発注者は、第65条に基づき、完成払いを行うほか、令和10年度に、第69の2条に基づき中間前金払を行う。ただし、中間前金払の支払額は、建設工事費の20%を上限とする。

なお、令和10年度に、第67条に基づき、建設工事費の40%を上限に、前金払いも可能とする。

##### ② 支払手続

第65条、第67条、第69条の2の定めに従う。

(3) 工事監理業務に関する業務委託料 (C)

① 支払方法

発注者は、第96条に基づき、完成払いを行うほか、令和10年度に、第97条に基づき、工事監理費の30%を上限に、前金払いも可能とする。

② 支払手続

第96条、第97条の定めに従う。

3. 業務委託料の改定

(1) 設計業務に関する業務委託料 (A) の改定

本事業において、設計業務に関する業務委託料 (A) の改定は行わない。

(2) 建設業務に関する業務委託料 (B) の改定

ア 発注者又は受注者は、この契約の締結日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により本事業に係る提案書提出の締切日と比較して建設業務に関する業務委託料 (以下、別紙 2.3.(2) において「業務委託料」とする。) が不相当となったと判断した場合には、業務委託料の変更を相手方に請求して協議することができる。

イ 本 (2) に基づく業務委託料の変更には東彼杵町建設工事標準請負契約書第 26 条第 1 項から第 4 項及び第 8 項を準用するものとし、上記各項における「請負契約」、「請負代金額」は、それぞれ「この契約」、「業務委託料」と読み替える。

ウ 本 (2) に基づく業務委託料の変更に係る東彼杵町建設工事標準請負契約書第 26 条第 3 項の準用にあたっては、以下に定めるところによる。

(ア) 基準日 (請求があった日から起算して 14 日以内で発注者と受注者が協議して定める日をいう。以下同じ。) において確認できる最新の指標 (以下「最新の指標」という。) により評価する。

(イ) 改定率、計算方法

変動前残業務委託料 (業務委託料から基準日における出来形部分に相応する金額を控除した額をいう。以下同じ。) に対して、最新の指標に基づいて計算された変動後業務委託料が 1.5% を超えて変動した場合に、業務委託料の改定を行う。

(i) 改定率

使用する指標	計算方法
「建設物価 建築費指数」-「都市別指数 (福岡)」-「構造物平均S」【ただし、提案された構造種別に応じて上記指標とは別の指標を採用する可能性がある。】-「工事原価」	改定率①

$$\text{改定率①} = a \div b - 1$$

a: 基準日において確認できる最新の年月の建築費指数 (暫定値も可)

b: 本事業の公募手続に係る提案書提出の締切日である月の建築費指数 (以下「提案書提出時点」という。)

※ 2回目以降の変更においては、「提案書提出時点の建築費指

数」を「本項に基づき業務委託料を改定した最後の時点（以下「前回変更時点」という。）において確認できた最新の年月の建築費指数」と読み替える。

※ 改定率は小数点以下第3位までを有効とし、第4位以降は切り捨てるものとする。

(ii) 変更後の業務委託料の算定

変更後の業務委託料は、以下の算定式によって算出される金額（以下、「変更後の残業務委託料」という。）に、業務委託料のうち基準日における出来形部分に相応する金額を加算した金額とする。

(a) 改定率① $>$ 0.015 の場合

変更後の残業務委託料  
＝変動前残業務委託料 $\times$ （1+改定率①-0.015）

(b) 改定率① $<$ -0.015 の場合

変更後の残業務委託料  
＝変動前残業務委託料 $\times$ （1+改定率①+0.015）

(3) 工事監理業務に関する業務委託料 (c) の改定

- ア 発注者又は受注者は、この契約の締結日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により本事業に係る提案書提出の締切日と比較して工事監理業務に関する業務委託料（以下、別紙2.3.(3)において「業務委託料」とする。）が不適当となったと判断した場合には、業務委託料の変更を相手方に請求して協議することができる。
- イ 発注者又は受注者は、アの規定による請求があったときは、変動前残業務委託料と変動後残業務委託料との差額のうち変動前残業務委託料の1000分の15を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。
- ウ 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- エ アの規定による請求は、この(3)の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、ア中「この契約の締結日」とあるのは、「直前のこの(3)に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。
- オ ウの協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者がアの請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- カ アからオの準用にあたっては、以下に定めるところによる。

(ア) 基準日（請求があった日から起算して14日以内で発注者と受注者が協議して定める日をいう。以下同じ。）において確認できる最新の指標（以下「最新の指標」という。）により評価する。

なお、スライド額は、直接人件費（技術者単価）、諸経費、技術料等経費及び特別経費の変更について行われるものであり、歩掛（業務人・

時間数)の変更については考慮するものではない。

(イ) 改定率、計算方法

変動前残業務委託料（業務委託料から基準日における履行済部分（当該工事監理業務に対応する建設業務の出来形部分について第81条に定める履行報告について発注者の確認を受けた部分をいう。以下同じ。）に相応する金額を控除した額をいう。以下同じ。）に対して、最新の指標に基づいて計算された変動後業務委託料が1.5%を超えて変動した場合に、業務委託料の改定を行う。

(i) 改定率

使用する指標	計算方法
設計業務委託等技術者単価 (設計業務7職階)	改定率①

$$\text{改定率①} = a \div b - 1$$

a： 基準日において確認できる最新の設計業務委託等技術者単価（設計業務7職階）

b： 本事業の公募手続に係る提案書提出の締切日である月の設計業務委託等技術者単価（設計業務7職階）（以下「提案書提出時点」という。）

※ 2回目以降の変更においては、「提案書提出時点の設計業務委託等技術者単価（設計業務7職階）」を「本項に基づき業務委託料を改定した最後の時点（以下「前回変更時点」という。）において確認できた最新の設計業務委託等技術者単価（設計業務7職階）」と読み替える。

※ 改定率は小数点以下第3位までを有効とし、第4位以降は切り捨てるものとする。

(ii) 変更後の業務委託料の算定

変更後の業務委託料は、以下の算定式によって算出される金額（以下、「変更後の残業務委託料」という。）に、業務委託料のうち基準日における履行済部分に相応する金額を加算した金額とする。

(a) 改定率① > 0.015 の場合

$$\begin{aligned} & \text{変更後の残業務委託料} \\ & = \text{変動前残業務委託料} \times (1 + \text{改定率①} - 0.015) \end{aligned}$$

(b) 改定率① < -0.015 の場合

$$\begin{aligned} & \text{変更後の残業務委託料} \\ & = \text{変動前残業務委託料} \times (1 + \text{改定率①} + 0.015) \end{aligned}$$